eastspring investments
A Prudential plc (UK) company

販売用資料
2026年11月4日

足元のインドネシア株式市場の振り返りと今後の見通し

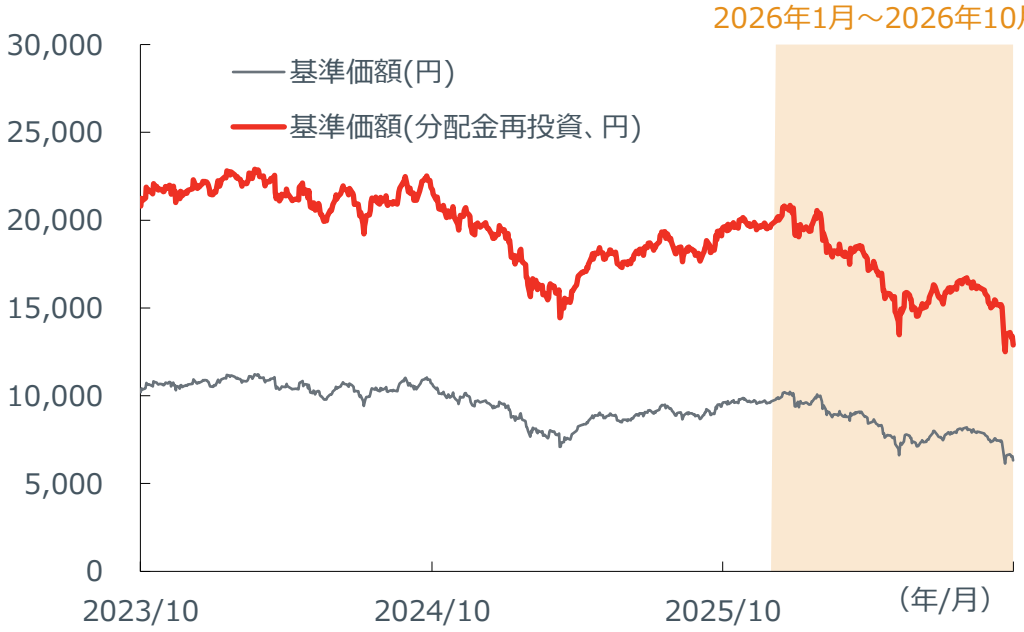
イーストスプリング・インドネシア株式オープン　追加型投信/海外/株式



■本資料のポイント

- 2026年のインドネシア株式市場は、外国投資家の資金流出や資本市場改革を巡る懸念などを背景に、大幅な調整局面を迎えました。
- 指数算出会社であるMSCIによるスタンドアローン市場への再分類提案が市場の大きな不透明要因となっていますが、現時点で再分類は決定されておらず、インドネシアは引き続き新興国市場に分類されています。
- インドネシア当局は、市場の透明性向上や最低浮動株比率の引き上げなどの改革を進めています。今後は、これらの改革が市場全体で一貫して実施され、実質的な改善につながるかが注目されます。
- 市場制度上の課題と個別企業のファンダメンタルズを区別し、良好な事業基盤と透明性の高いガバナンス体制を備えた企業を、バリュエーションも踏まえて選別することが重要と考えます。

■ 基準価額の推移／ファンドの運用実績（2023年10月末～2026年10月末、日次）



期間別運用実績（騰落率）
（基準日：2026年10月30日）

1ヵ月	-15.4%
3ヵ月	-17.3%
6ヵ月	-27.6%
1年	-34.2%
3年	-38.0%
設定来*	29.0%

*2009年11月30日設定

※基準価額は、信託報酬（後掲の「ファンドの費用」をご参照ください）控除後の数値です。
※基準価額（分配金再投資）は、信託報酬控除後かつ税引前分配金を全額再投資したものとして計算しています。
※ファンドの期間別騰落率は、基準価額（分配金再投資）をもとに計算しています。
※当該実績は過去のものであり、将来の運用成果等を保証するものではありません。

英国プルーデンシャル社は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社です。
最終親会社およびそのグループ会社は主に米国で事業を展開しているプルデンシャル・ファイナンシャル社、および英国のM&G社の子会社であるプルーデンシャル・アシュアランス社とは関係がありません。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。
また、それぞれの詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

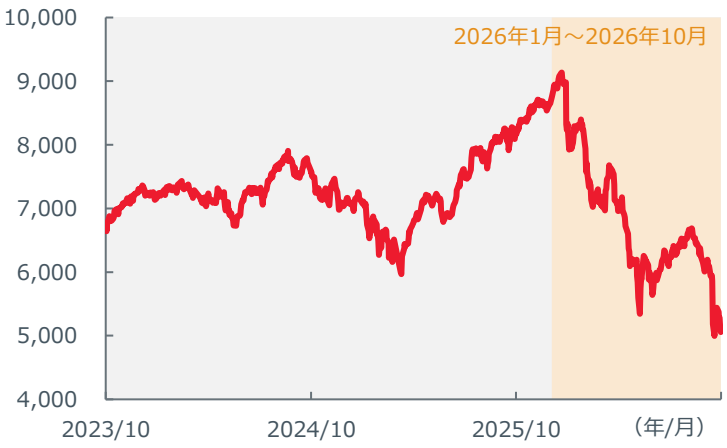
2026年のインドネシア株式は下落基調で推移

- 2026年のインドネシア株式市場は、年初に過去最高値を更新したものの、その後は指数算出会社であるMSCIがインドネシア株式市場を、新興国市場（Emerging Market）からフロンティア市場（Frontier Market）へ市場区分の変更を検討する可能性を示唆したことや、中東情勢の緊迫化に伴う原油価格の上昇、政府の資源関連政策への警戒感、また原油高による政府補助金負担の増加や財政悪化懸念などを背景に大幅に下落しました（図表1）。
- 直近では、10月15日（現地時間）にはMSCIがインドネシア株式市場を、現在の新興国市場（Emerging Market）からスタンドアローン市場（Standalone Market）へ再分類する提案について、市場関係者との協議を開始すると発表しました。市場では、新興国市場としての分類が維持されるとの見方が広がっていたため、この発表は投資家にとって大きなサプライズとなり発表日翌日には前日比で約12%の急落となりました。
- その後、10月に開催された金融政策決定会合では、インドネシア中央銀行（BI）が政策金利を4会合連続での据え置きを決定しました（図表2）。今回の政策金利の据え置きは株式市場を落ち着かせる意図もあったと考えられており、その後は株価が上昇する場面も見られましたが、月末にかけて再び下落に転じました。

2026年のインドネシアルピアは軟調に推移

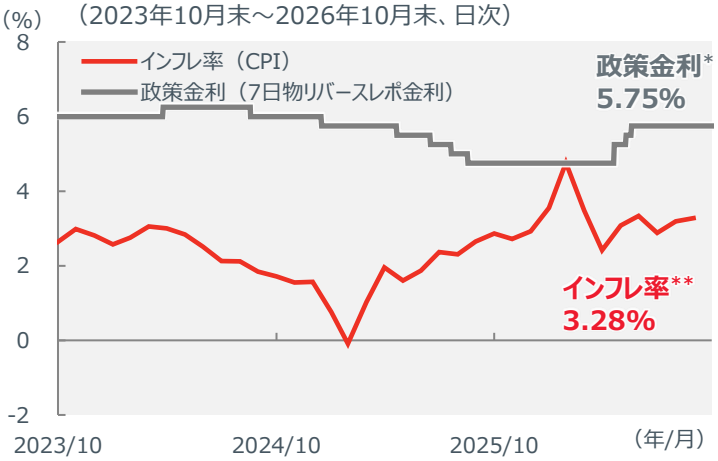
- 2026年のルピアは、原油価格上昇によるインフレ懸念や財政悪化懸念、外国投資家の資金流出などから対米ドルおよび対円で下落し、軟調に推移しました（図表3）。
- BIは、今年に入り、累計1.0%の利上げを実施して通貨ルピアの防衛姿勢を鮮明にしてきたほか、海外資金の流入を促す為替ヘッジなどに対する各種インセンティブ策を強化することで、景気への影響を抑えながらルピア相場の安定を図っています。

（図表1）ジャカルタ総合指数の推移



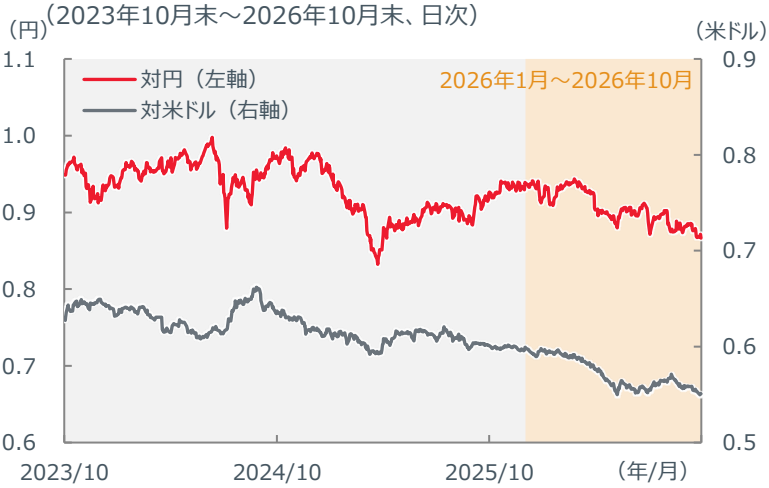
出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

（図表2）政策金利*とインフレ率の推移**



出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。
＊ 7日物リバースレポ金利。
＊＊ 消費者物価指数（CPI）上昇率。前年同月比。2026年9月まで。

（図表3）インドネシアルピア（対円、対米ドル）の推移



出所：Bloomberg L.P.のデータに基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。
※ 対円は100ルピア、対米ドルは10,000ルピア当たりの推移。

当ファンドのリスク、手数料等の概要は、当資料内の「投資リスク」、「ファンドの費用」の欄をご覧ください。
また、それぞれの詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

今後の注目点

- 最も大きな注目点は、MSCI新興国指数からの除外リスクです。MSCIが問題視しているのは、市場規模や流動性だけではなく、取引メカニズムの健全性や市場の信頼性に関わる、より根本的な問題と考えられます。主な論点は以下の通りです。
 - ●株式保有構造と実質的な浮動株の透明性不足
 - ●一部銘柄における高い株主集中度
 - ●協調的な取引行動の疑い
 - ●市場監督および規制執行の実効性に関する懸念
- インドネシア当局は、1%超を保有する株主の開示強化、投資家分類の細分化、株式保有の高集中度（HSC）に関する報告制度、最低浮動株比率15%に向けたロードマップなどを発表しています。しかし、MSCIは、「制度の発表」だけではなく、「市場全体で一貫して実施され、継続的かつ実質的な改善が実際に確認できること」を重視しています。現時点では、グローバルな機関投資家の懸念を払しょくするだけの十分な進展は確認されていないとMSCIは判断していると考えられます。
- 重要なのは、現時点でインドネシアが引き続き新興国市場に分類されており、再分類はまだ決定されていないということです。協議に対する意見提出期限は2027年4月30日で、MSCIは2027年6月30日までに最終判断を公表する予定です。なお、MSCIと同じく指数算出会社であるFTSE Russellは2026年10月6日に公表した年次国分類見直しにおいて、インドネシアの「Secondary Emerging Market」分類を維持し、分類変更のWatch Listにも加えませんでした。MSCIとFTSE Russellの評価には現時点で差があり、今後はそれぞれの判断を分けて確認する必要があります。

（図表4）指数に関する注目イベント（予定）

時期	内容
2026年11月12日	MSCIの定例指数レビュー
2026年12月	FTSE Russellによるインドネシア市場の評価・指数レビュー
2027年4月30日	MSCIによる今回の協議への意見提出期限
2027年6月30日まで	MSCIによる再分類に関する最終判断の公表

出所：MSCIおよび各種報道に基づきイーストスプリング・インベストメンツ作成。

今後の見通しと運用方針

- MSCIによる最終判断は2027年6月30日までに発表される予定です。それまでの期間は、協議の進展を巡る不透明感が株価の上値を抑える要因になるとみています。一方で、現在インドネシアで進められている資本市場改革の進捗を評価する上で、重要な機会になると考えています。特に、保有構造の透明性向上や取引監視体制の強化など、一連の改革案の取り組みの進展が注目されます。
- インドネシア株式市場が抱える市場制度上の課題と、個別企業のファンダメンタルズは区別して捉える必要があると考えています。当ファンドでは、良好なファンダメンタルズと透明性の高いガバナンス体制を備えた企業の中から、足元のリスクを考慮した上で魅力的なバリュエーションにある企業を選別することが重要であると考えています。
- 足もとのように市場のセンチメントが低迷している環境では、優良銘柄を見極めることで投資機会を見出すことができると考えています。当ファンドでは中長期的に持続的な成長や高い自己資本利益率（ROE）、強固なバランスシート、安定したキャッシュフローの創出、ならびに配当を含む株主還元へのコミットメントをもつ企業に着目しています。また、事業再編や積極的な株主還元を進める大型株にも注目しています。そのような大型株の配当利回りはインドネシア国債利回りを上回る水準にあることに加え、多くの投資家がすでに保有を減らしていることから、足元の水準は長期投資家にとって魅力的な投資機会となりうるとみています。さらに、政府の方針や規制、マクロ経済動向に左右されにくい質の高い経営執行力を備えた企業や、利益成長の転換が期待できる企業にも着目しています。2027年までの生産拡大、好調な市況が期待できるベースメタル・金関連セクターに短期的な成長機会があると考えています。当ファンドでは良好なファンダメンタルズと魅力的なバリュエーション（特にキャッシュフロー）を兼ね備える優良株を中心にポートフォリオを構築してまいります。

ファンドの特色

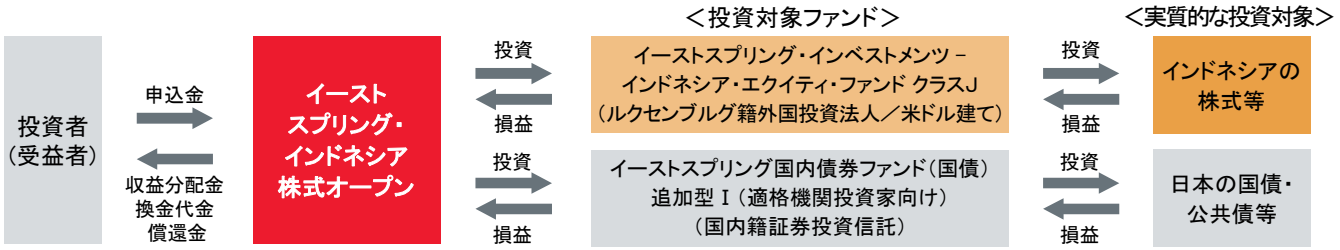
1 インドネシアの金融商品取引所に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

- ルクセンブルグ籍外国投資法人「イーストスプリング・インベストメンツ － インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ」（以下「インドネシア・エクイティ」ということがあります。）（米ドル建て）への投資を通じて、主としてインドネシアの金融商品取引所に上場されている株式を実質的な主要投資対象とします。

2 ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。



※原則として「イーストスプリング・インベストメンツ－インドネシア・エクイティ・ファンド クラスJ」への投資比率を高位に保ちます。
※ファンドは実質的にインドネシアの株式に投資するため、その基準価額は株式の値動きに加え、主に円対インドネシアルピアの為替相場の動きに影響を受けます。

3 イーストスプリング・インベストメンツの属するグループのネットワークを最大限活用します。

- 「インドネシア・エクイティ」の運用は、アジアにおける株式運用で実績のあるイーストスプリング・インベストメンツ（シンガポール）リミテッドが行います。

4 原則として、為替ヘッジは行いません。

- 実質的に組入れた外貨建資産について、原則として為替ヘッジは行いません。
そのため、為替相場の変動の影響を受けることになります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社について

175年以上の歴史を有する
英国の金融サービスグループの一員です。

- イーストスプリング・インベストメンツ株式会社は、1999年の設立以来、日本の投資家のみなさまに資産運用サービスを提供しています。
- イーストスプリング・インベストメンツ株式会社の最終親会社は、アジア・アフリカ地域を中心に業務を展開しています。
- 最終親会社グループはいち早くアジアの成長性に着目し、2026年5月末現在、アジアでは15の国や地域で生命保険および資産運用を中心に金融サービスを提供しています。

＜充実したアジアのネットワーク＞



投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金とは異なります。
当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて主に値動きのある有価証券に投資するため、当ファンドの基準価額は投資する有価証券等の値動きによる影響を受け、変動します。また、外貨建資産に投資しますので、為替変動リスクもあります。したがって、当ファンドは投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割込むことがあります。当ファンドの運用による損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

＜基準価額の変動要因となる主なリスク＞



株価変動リスク

株式の価格は、内外の政治経済情勢、株式を発行する企業の業績および信用状況等の変化の影響を受け変動します。当ファンドは主に株式に実質的に投資を行いますので、基準価額は株価変動の影響を受けます。



為替変動リスク

当ファンドは、実質的に組入れた外貨建資産について原則として為替ヘッジを行いませんので、為替レートの変動の影響を受けます。為替相場が円高方向に変動した場合には、基準価額の下落要因となります。



信用リスク

有価証券の発行者の経営・財務状況やそれらに対する外部評価の悪化により、組入れた有価証券の価格が大きく下落し、基準価額の下落要因となる場合があります。



流動性リスク

組入れた有価証券の市場規模が小さく取引量が少ない場合や市場が急変した場合、当該有価証券を希望する時期や価格で売却できないことがあり、基準価額の下落要因となる場合があります。



カントリーリスク

新興国の金融市場は先進国に比べ、安定性、流動性等の面で劣る場合があり、政治、経済、国家財政の不安定要因や法制度の変更等に対する市場感応度が大きくなる傾向があります。これに伴い、投資資産の価格が大きく変動することや投資資金の回収が困難になることがあります。

（注）基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情（流動性の極端な減少等）があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付けを取消すことがあります。
- 分配金は計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。分配金はファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後は純資産が減少し、基準価額が下落する要因となります。投資者のファンドの購入価額によっては、支払われた分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上りが小さかった場合も同様です。
- 税制が変更されたときには、基準価額が影響を受ける場合があります。税金の取扱いにかかる関連法令・制度等は将来変更される場合があります。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

お申込メモ

購入単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
購入価額	お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みの販売会社の定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ別に定める単位とします。
換金価額	換金の受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額とします。
換金代金	換金の受付日から起算して原則として6営業日目からお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	営業日が以下の日のいずれかにあたる場合は、購入・換金のお申込みはできません。 ①インドネシアの金融商品取引所の休場日 ②インドネシアの銀行休業日 ③ルクセンブルグの金融商品取引所の休場日 ④ルクセンブルグの銀行休業日
申込締切時間	原則として午後3時30分までに、購入・換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細はお申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付けを中止すること、すでに受付けたお申込みの受付けを取消すこと、またはその両方を行うことがあります。
信託期間	無期限（2009年11月30日設定）
繰上償還	以下のいずれかにあたる場合には、受託会社と合意のうえ、繰上償還を行うことがあります。 ①純資産総額が30億円を下回ることとなった場合 ②受益者のため有利であると認める場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年5月12日および11月12日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	原則として年2回の決算時に収益分配方針に基づき分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は、収益分配を行わないことがあります。 また、受益者と販売会社との契約によっては、税金を差引いた後、無手数料で収益分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	1,500億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	委託会社は、年2回の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 益金不算入制度および配当控除の適用はありません。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	**3.85%（税抜3.5%）を上限**として販売会社がそれぞれ別に定める率を、お申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金の受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用（信託報酬等）	当ファンド①	純資産総額に対して年率1.463%（税抜1.33%） 計算期間を通じて毎日費用として計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。 ＜当ファンド①の配分＞	
		委託会社	年率0.605%（税抜0.55%）
		販売会社	年率0.825%（税抜0.75%）
		受託会社	年率0.033%（税抜0.03%）
	投資対象とする投資信託証券②	年率0.375%程度	
	実質的な負担（①＋②）	**年率1.838%程度（税込）**	
その他の費用・手数料	信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等）は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額が毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。信託財産からは毎計算期末または信託終了時に支払われます。また、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても信託財産から支払われます。 「その他の費用・手数料」は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。		

※投資者のみなさまが負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびその他の関係法人の概要は以下の通りです。

委託会社 **イーストスプリング・インベストメンツ株式会社**
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第379号
加入協会 一般社団法人資産運用業協会
当ファンドの委託会社として信託財産の運用業務等を行います。

受託会社 **三井住友信託銀行株式会社**
当ファンドの受託会社として信託財産の保管・管理業務等を行います。

販売会社 販売会社に関しては、次ページをご覧ください。
販売会社は、当ファンドの受益権の募集の取扱いおよび販売、換金に関する事務、収益分配金・換金代金・償還金の支払いに関する事務等を行います。

※詳細につきましては、最新の「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

販売会社一覧　投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お申込先

金融商品取引業者等	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会
アイザワ証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第3283号	○	○		○	
池田泉州TT証券株式会社	○		近畿財務局長（金商）第370号	○				
今村証券株式会社	○		北陸財務局長（金商）第3号	○	○			
SMBC日興証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	○
株式会社SBI証券	○		関東財務局長（金商）第44号	○	○	○	○	○
岡三証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○	
岡三ビジネス＆テクノロジー証券株式会社（新規販売停止）	○		関東財務局長（金商）第170号	○	○			
香川証券株式会社	○		四国財務局長（金商）第3号	○				
Jトラストグローバル証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第35号	○	○	○		
四国アライアンス証券株式会社	○		四国財務局長（金商）第21号	○				
十六TT証券株式会社	○		東海財務局長（金商）第188号	○				
中銀証券株式会社（インターネット専用）（新規販売停止）	○		中国財務局長（金商）第6号	○			○	
東海東京証券株式会社	○		東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○	○
東洋証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第121号	○			○	
とちぎんTT証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第32号	○				
西日本シティTT証券株式会社	○		福岡財務支局長（金商）第75号	○				
西村証券株式会社	○		近畿財務局長（金商）第26号	○				
野村證券株式会社（新規販売停止）	○		関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○	○
八十二証券株式会社（新規販売停止）	○		関東財務局長（金商）第21号	○	○			
浜銀TT証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第1977号	○				
播陽証券株式会社	○		近畿財務局長（金商）第29号	○				
PWM日本証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第50号	○			○	
ほくほくTT証券株式会社	○		北陸財務局長（金商）第24号	○				
北洋証券株式会社	○		北海道財務局長（金商）第1号	○				
松井証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第164号	○		○		
マネックス証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	○
むさし証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第105号	○			○	
明和證券株式会社（新規販売停止）	○		関東財務局長（金商）第185号	○				
楽天証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	○
リテラ・クレア証券株式会社	○		関東財務局長（金商）第199号	○				
ワイエム証券株式会社	○		中国財務局長（金商）第8号	○				

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。また、金融商品仲介業者を含むことがあります。

（次ページに続く。）

販売会社一覧　投資信託説明書（交付目論見書）のご請求、お申込先

金融商品取引業者等	金融商品取引業者	登録金融機関	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人日本STO協会
株式会社あおぞら銀行（新規販売停止）		○	関東財務局長（登金）第8号	○		○		
株式会社足利銀行（インターネット専用）		○	関東財務局長（登金）第43号	○		○		
株式会社イオン銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）		○	関東財務局長（登金）第633号	○				
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）		○	関東財務局長（登金）第10号	○		○		
株式会社SBI新生銀行（委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）		○	関東財務局長（登金）第10号	○		○		
株式会社滋賀銀行（インターネット専用）		○	近畿財務局長（登金）第11号	○		○		
株式会社静岡銀行（インターネット専用）		○	東海財務局長（登金）第5号	○		○		
スルガ銀行株式会社		○	東海財務局長（登金）第8号	○				
株式会社東京スター銀行（インターネット専用）（新規販売停止）		○	関東財務局長（登金）第579号	○		○		
株式会社広島銀行（インターネット専用）		○	中国財務局長（登金）第5号	○		○		
PayPay銀行株式会社		○	関東財務局長（登金）第624号	○		○		
株式会社北都銀行（インターネット専用）（新規販売停止）		○	東北財務局長（登金）第10号	○				
株式会社北海道銀行（インターネット専用）（新規販売停止）		○	北海道財務局長（登金）第1号	○		○		
株式会社北國銀行（インターネット専用）		○	北陸財務局長（登金）第5号	○		○		
株式会社三井住友銀行（委託金融商品取引業者 SMBC日興証券株式会社）		○	関東財務局長（登金）第54号	○		○	○	
株式会社三井住友銀行（インターネット専用）（新規販売停止）		○	関東財務局長（登金）第54号	○		○	○	

※上記は当資料作成時点での予定を含む情報を記載しています。また、金融商品仲介業者を含むことがあります。

照会先：
イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
TEL.03-5224-3400
（受付時間は営業日の午前9時から午後5時まで）
ホームページアドレス https://www.eastspring.co.jp/

ご留意事項

○当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、当ファンドの参考となる情報の提供およびその内容やリスク等を説明するために作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。○当資料は信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。○当資料の内容は作成日時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。○当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。○投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。○ご購入の際は、あらかじめ販売会社がお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。